

東京都造林補助事業施業基準

	令和5年3月30日付4産労農森第1205号
一部改正	令和5年4月1日付5産労農森第43号
一部改正	令和6年6月1日付6産労農森第69号
一部改正	令和7年5月1日付7産労農森第122号
一部改正	令和8年5月1日付8産労農森第40号

1 趣旨

東京都造林補助事業実施要綱（令和5年3月30日付4産労農森第1201号）に基づく造林補助事業の施業基準は、東京都造林補助事業費補助金交付要綱（令和5年3月30日付4産労農森第1202号）及び東京都造林補助事業実施要領（令和5年3月30日付4産労農森第1203号）に定めるもののほか、次によるものとする。

2 人工造林

(1) 針葉樹植栽

ア 対象樹種

原則として、スギ花粉発生源対策推進方針（平成13年6月19日付13林整保第31号林野庁長官通知）に定める少花粉品種に由来する花粉の少ないスギ及び花粉の少ないヒノキとする。

イ 植栽本数

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5に規定する市町村森林整備計画（以下「市町村森林整備計画」という。）に規定されている本数とする。

ウ 地拵え

植栽予定地の草地、ササ地及び灌木地において、草刈機等を用いて実施する全刈り（片付けを含む）又は草刈機等を用いないで行う片付けとする。

(2) 広葉樹植栽

ア 対象樹種

次の（ア）から（ウ）のすべてを満たす樹種とする。

（ア）原則として、高木性である

（イ）事業対象地域及びその周辺に分布、生育する在来種である（園芸品種を除く）

（ウ）当該市町村における市町村森林整備計画に規定されている

当該市町村の市町村森林整備計画に規定された樹種以外を植栽しようとする場合は、当該市町村を担当する林業普及指導員又は市町村の林務担当部署等に相談するものとする。

イ 植栽本数

当該市町村における市町村森林整備計画に規定されている本数とする。

ウ 地拵え

（1）のウに準ずる。

(3) 有用広葉樹造林

ツバキ林の更新を目的としたもので、植栽方法は、当該市町村における市町村森林

整備計画に規定されている方法による。植栽に併せて行われる枯損木や老齢木の伐採も含む。

3 樹下植栽等

現存の天然林を目的とする優良な林分へ誘導するための更新補助とする。現地状況に応じて、(1)から(4)のうち必要な作業を行う。作業の対象樹種は、有用樹種に限るものとする。

(1) 植栽

天然下種更新及び萌芽更新等による更新が困難と思われる場合、更新を手助けするために目的の樹種（2の(1)及び(2)に準ずる。）を植栽する作業

(2) 地表のかき起こし

天然下種等による種子の発芽条件や育成条件を改善するために林床植物の除去、地表に堆積する落葉落枝の攪乱をすることで、表土を表面に露出させる作業

(3) 不用萌芽、不用木の除去

切株から発生した萌芽枝のうち、優勢なものを残し不用なものを除去する作業及び育成しようとする樹木以外の木竹であって、育成しようとする樹木の生育の妨げとなるものを除去する作業

(4) 不良木の淘汰

育成する樹種のうち、不良木（劣勢木、極端な曲がり木及び枯れ木等）を伐採する作業（伐採後の枝払、玉切、片付を含む。それぞれの施業内容は、8の(3)に準ずる。）伐採率は、原則として30%以上70%未満とする。

4 下刈り

(1) 全刈り

人工林において、草刈機又は鎌等により実施する全刈り（1回刈り及び2回刈り）作業とする。

(2) 筋刈り

人工林において、草刈機又は鎌等により植栽列等に沿って実施する筋刈り（1回刈り及び2回刈り）作業とする。

5 雪起こし及び倒木起こし

雪压倒伏木の引き起こし及び根踏み（雪起こし）又は気象災等による倒伏木の引き起こし及び根踏み（倒木起こし）を行うものとし、引き起こした植栽木等は風雪等により倒れることのないように、縄又はテープ等により固定するものとする。

6 枝打ち

人工林において、鎌、ノコギリ又はチェーンソー等を用いて実施する枝打ち作業とする。枯枝のみの枝打ちについては、補助対象外とする。区分については、次のとおりとする。

(1) 枝打ちを行う立木の本数は、実施要綱の第2の(1)から(3)に定める事業においては、1ha当たり1,000本以上1,500本未満、1,500本以上2,000本未満、2,000本以上2,400本未満、2,400本以上の4区分とする。

(2) 枝打高の範囲は、実施要綱の第2の(1)から(3)に定める事業においては、地上より1～2m、1～3m、1～4m、2～3m、2～4m、3～4m、4～6.5m、6.5～8m

の8区分とする。

(3) 実施要綱第2の(4)に定める事業においては、次のア及びイによる。

ア 枝打ちを行う立木の本数は、1ha 当たり 400 本以上 600 本未満、600 本以上 800 本未満、800 本以上 1,000 本未満、1,000 本以上 1,500 本未満、1,500 本以上 2,000 本未満、2,000 本以上の6区分とする。

イ 枝打高の範囲は、(2)の7区分(6.5～8mを除く)の他に、地上より6.5～7.5m、7.5～8.5m、8.5～9.5m、9.5m～10.5m、10.5m～11.5m、11.5～12.5m、12.5～13.5m、6.5～8.5m、7.5～9.5m、8.5～10.5m、9.5m～11.5m、10.5～12.5m、11.5～13.5m、6.5～9.5m、7.5～10.5m、8.5～11.5m、9.5～12.5m、10.5～13.5m、6.5～10.5m、7.5～11.5m、8.5～12.5m、9.5～13.5m、6.5～11.5m、7.5～12.5m、8.5～13.5m、6.5～12.5m、7.5～13.5m、6.5～13.5mの28区分を加えた35区分とする。

7 除伐

(1) 施業内容

スギ、ヒノキ等の人工林において、草刈機、その他の人力作業により、原則として不用木(育成しようとする樹木以外の木竹であって、育成しようとする樹木の生育の妨げとなるもの)をすべて除去する。

なお、不良木の淘汰のみの作業は、補助対象外とする。

(2) 侵入竹除伐

荒廃竹林の周辺の林地において、侵入した竹を伐倒して片付ける作業とする。

8 竹林整備

スギ、ヒノキ等の人工林において、育成しようとする樹木の生育の妨げとなるもの、又は将来的に侵入又は拡大するおそれのある竹林をすべて伐倒する。

9 保育間伐

スギ、ヒノキ等の人工林において、12 齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm 未満の林分で行う、適正な密度管理を目的とする不用木(侵入竹を含む。)の除去及び不良木の淘汰とする。

(1) 伐採率

本数率で20%以上伐採する。

ただし、高品質木材のための保育管理を行う場合は、本数率で10%以上伐採する。

(2) 伐採方法

定性間伐、列状間伐のいずれかとする。

ア 定性間伐

立木の形質及び形状や隣接木との関係を現地で確認しながら伐倒木を単木的に選定する間伐方法

イ 列状間伐

植栽列や斜面方向等に沿って直線的に伐採する間伐方法

(3) 施業内容

次のアからオのすべての作業を実施する。

ア 選木

伐倒前に、伐倒する立木が判別できるようマーキングする作業

定性的な間伐においては、立木の形質及び形状や隣接木との関係を現地で確認しながら伐倒木を単木的に選定する。

なお、選木を伐倒とは別途に行う場合に計上し、伐倒と同時に行う場合は、選木とはみなさない。

イ 伐倒

チェーンソーにより伐木した後、伐倒木を地面に引き落とし、伐倒木が転回しない程度までの枝払いをする作業

ウ 枝払い

伐倒木を丸太に玉切る作業及び丸太を片付ける作業の支障とならないように枝払いする作業

エ 玉切り

伐倒及び枝払いした材を小運搬及び集積できるように、一定の長さの丸太に玉切る作業

オ 片付け

玉切りした丸太を水平方向に並べ、転落、流出しないように集積又は固定し、整理する作業（20m程度の小運搬を含む。）

(4) 侵入竹除伐

7の(2)に準ずる。

10 間伐

スギ、ヒノキ等の人工林において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積とする。

なお、伐採木を搬出するために伐採率 50%を超える強度の間伐を行い、当該森林が健全に育成されるうえで支障があると認められる場合にあっては、原則として補助対象外とする。

(1) 伐採率

9の(1)に準ずる。

(2) 伐採方法

9の(2)に準ずる。

(3) 施業内容

ア 切捨間伐

次の(ア)から(オ)のすべての作業を実施する。

(ア) 選木

9の(3)のアに準ずる。

(イ) 伐倒

9の(3)のイに準ずる。

(ウ) 枝払い

9の(3)のウに準ずる。

(エ) 玉切り

9の(3)のエに準ずる。

(オ) 片付け

9の(3)のオに準ずる。

イ 搬出間伐

次の(ア)から(エ)のすべての作業を実施する。

(ア) 選木

9の(3)のアに準ずる。

(イ) 伐倒

9の(3)のイに準ずる。

(ウ) 造材

伐倒木を市場等に出荷するために、丸太等に採材、玉切りする作業
造材機械は、チェーンソー又は林業機械（プロセッサ又はハーベスタ）のいずれかによる。

(エ) 集材

伐倒木を一箇所にまとめ、集造材地点までの木寄等を行う作業
集材方法は、車両系（架線系以外の車両系機械を用いて行う集材）、架線系（主索を用いて行う架線集材（主索を用いずに複数の作業索を用いて行う簡易架線集材を含む。））のいずれかによる。

(4) 侵入竹除伐

7の(2)に準ずる。

11 更新伐

(1) 人工林整理伐

人工林において天然更新を図り、針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的として実施する（面的複層林施業の一環として行うものを除く。）。天然更新又は植栽により2年以内に更新を行う。

ア 伐採方法

伐採方法については、定性伐採、列状間伐のいずれかとする。

イ 伐採率

本数率で20%以上50%以下を伐採する。

ウ 施業内容

次の(ア)から(ウ)のすべての作業を実施する。

(ア) 選木

9の(3)のアに準ずる。

(イ) 伐倒

9の(3)のイに準ずる。

(ウ) 搬出

更新伐後に造材、集材を行う。

a 造材

10の(3)のイの(ウ)に準ずる。

b 集材

10の(3)のイの(エ)に準ずる。

(2) 天然林整理伐

天然林の質的及び構造的な改善を目的とする。天然更新又は植栽により2年以内に更新を行う。

ア 伐採方法

伐採方法については、定性伐採、列状間伐のいずれかとする。

イ 伐採率

本数率で 20%以上 70%以下を伐採する。

ウ 施業内容

次の (ア) から (ウ) のすべての作業を実施する。

(ア) 選木

9 の(3)のアに準ずる。

(イ) 伐倒

9 の(3)のイに準ずる。

(ウ) 搬出

更新伐後に造材、集材を行う。

a 造材

10 の(3)のイの(ウ)に準ずる。

b 集材

10 の(3)のイの(エ)に準ずる。

(3) 侵入竹除伐

7 の(2)に準ずる。

12 鳥獣害防止施設等整備

(1) 施設整備

植栽木に対する獣害を防止するために、必要最低限の、獣害防護柵、食害保護資材及び剥皮防護資材の設置を行う作業とする。

なお、次のとおりの規格及び構造等を満たすものとする。

ア 獣害防護柵

別紙標準仕様図のとおり

イ 食害保護資材

幼齢樹木を保護する目的の単木を覆う袋状のネット又はチューブで、設置高 140cm～150cm程度のもの

ウ 剥皮防護資材

成木を保護する目的の単木を覆う袋状のネットで、設置高 140cm 程度のもの

(2) 施設改良

(1)のア（過去に示されていたものを含む。）に相当すると認められる、既設の獣害防護柵の改良とする。

13 荒廃竹林整備

周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備において、竹林整備のために竹を伐採して片付ける作業とする。

14 森林作業道整備

土工及び簡易な構造物が必要な部分に限り木製構造物を設置する作業とする。

附 則

この基準は、令和 5 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年5月1日から施行する。

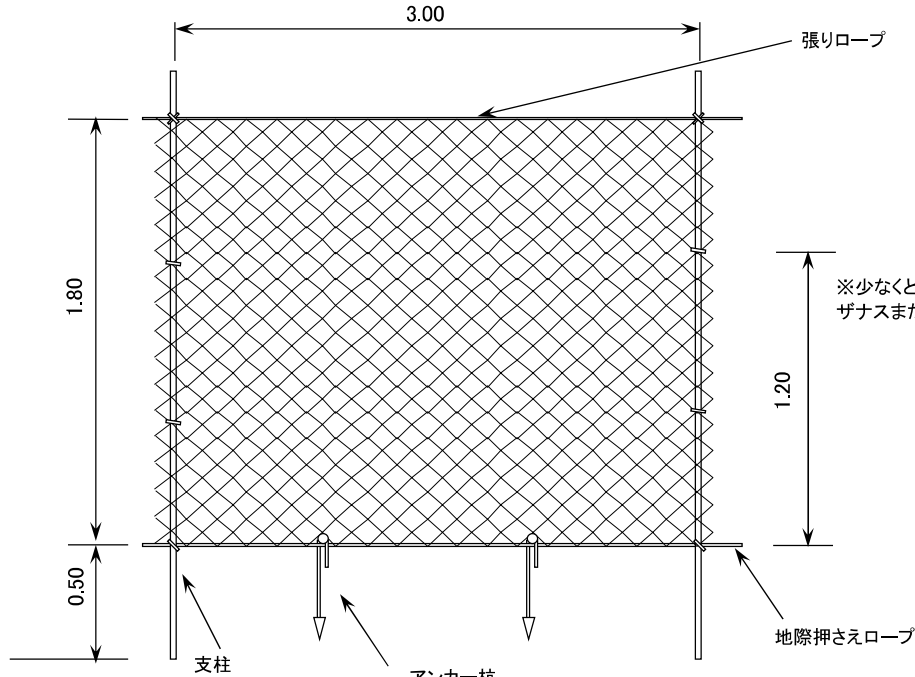
附 則

この基準は、令和8年5月1日から施行する。

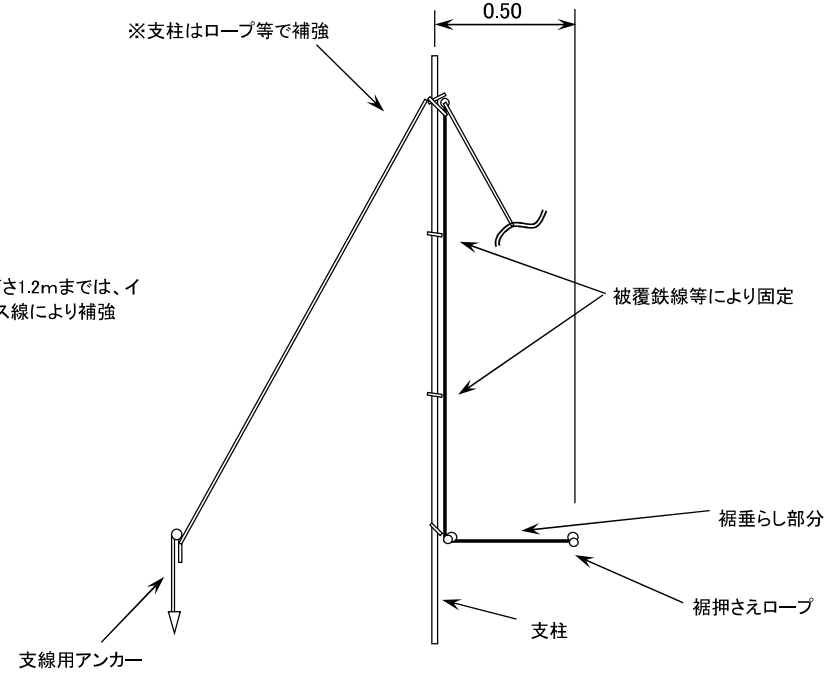
獣害防護柵設置標準図【標準】

単位:m

正面図



側面図



材料表

100m当たり

工種	形状・寸法		数量	単位
獣害防護ネット	ネット	・高さ 1.8m×50m (地際から1.2mまではダイニーマまたはステンレス線入り) ・裾垂らし部 0.5m×50m (PEのみ)	2.1	反
	網目	100mm		
	張り(吊り)ロープ	φ8mm 長さ55m 込み		
	地際部押さえロープ	φ6mm 長さ55m 込み		
	裾押さえロープ	φ4mm 長さ55m 込み		
支柱	FRP支柱 φ35mm 長さ24m以上		33.3	本
アンカー杭	(地際押さえロープ、裾押さえロープ)固定用 長さ43cm 頭頂部返しフック付		133.3	本

- ・ネットは、被覆針金、結束バンド等により支柱1本につき2箇所以上固定すること。
- ・支柱はロープ等により補強し、十分な安定を得ること。
- ・補強用の支線ロープはアンカー杭や立木、切株、岩などに固定すること。

※ 補助金の交付にあたっては、本標準仕様と同等以上の効果が発揮できることが要件となります。
 ※ 本仕様は補助対象となる必要最低限の仕様を設定したものですので、設置にあたっては、現地の気象条件や被害状況等を踏まえた上で、構造や材質等の仕様を決定してください。

<参考>(結束、支線用)

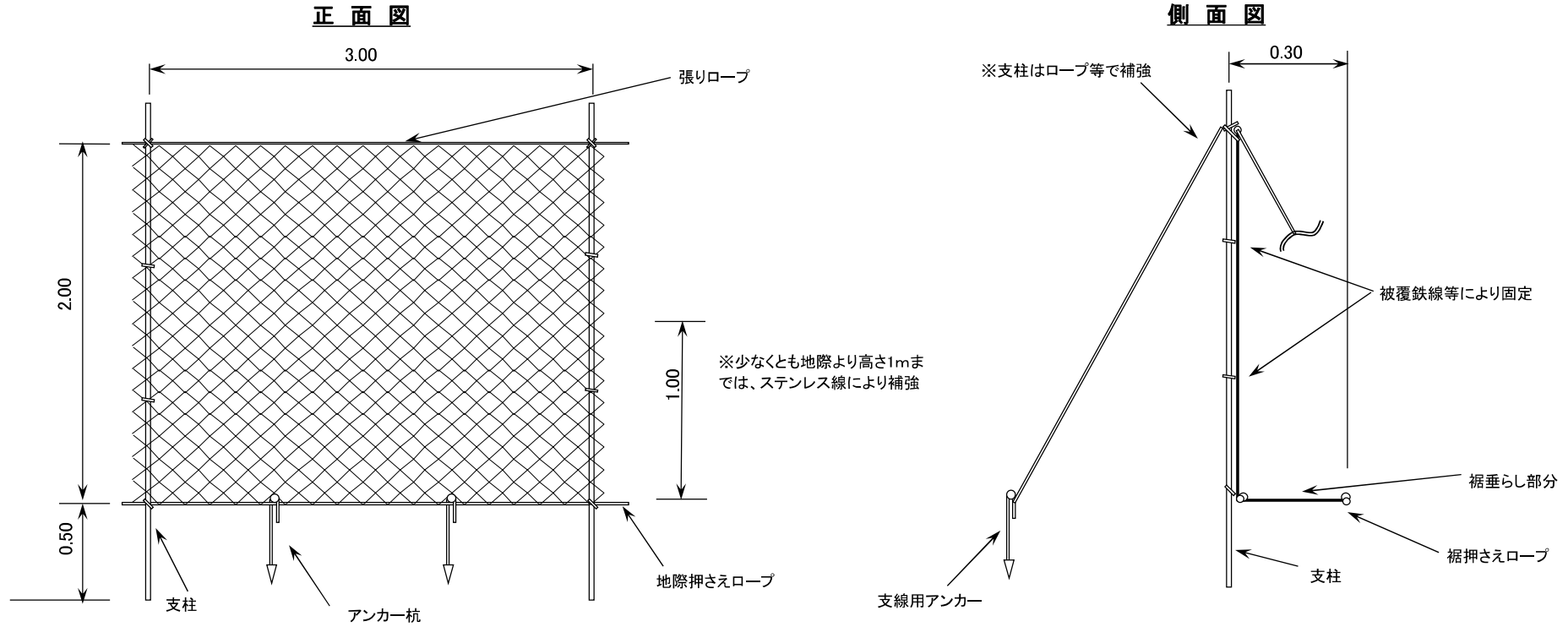
材料表

100m当たり

工種	形状・寸法	数量	単位
支柱・ネット結束線	井18 被覆針金	50.0	m
支線	補強系(ステンレス入り) 長さ700m	266.4	m
アンカー杭(支線用)	支線固定用 長さ43cm 頭頂部返しフック付	66.6	本

獣害防護柵設置標準図【強化】

単位:m



材料表

100m当たり

工種	形状・寸法		数量	単位
獣害防護ネット	ネット	・高さ1.8m×50m (地際から1.0mまではステンレス線入り) ・裾垂らし部 0.3m×50m(PEのみ)	2.1	反
	網目	100m		
	張り(吊り)ロープ	φ8mm 長さ55m 込み		
	地際部押さえロープ	φ6mm 長さ55m 込み		
	下端押さえロープ	φ6mm 長さ55m 込み		
支柱	支柱	FRP支柱 φ33mm 長さ2.7m	33.3	本
アンカー杭(支線用)	アンカー杭(支線用)	支線固定用 長さ43cm 頭頂部返しフック付	66.6	本
アンカー杭	アンカー杭	(地際押さえロープ、裾押さえロープ)固定用 長さ40cm 頭頂部折り返しフック付	200.0	本

- ・ネットは、被覆針金、結束バンド等により支柱1本につき2箇所以上固定すること。
- ・支柱はロープ等により補強し、十分な安定を得ること。
- ・補強用の支線ロープはアンカー杭や立木、切株、岩などに固定すること。

※ 補助金の交付にあたっては、本標準仕様と同等以上の効果が発揮できることが要件となります。
 ※ 本仕様は補助対象となる必要最低限の仕様を設定したものですので、設置にあたっては、
 現地の気象条件や被害状況等を踏まえた上で、構造や材質等の仕様を決定してください。

＜参考＞(結束、支線用) ＜参考＞(結束、支線用)

材料表

100m当たり

工種	形状・寸法		数量	単位
支柱・ネット結束線	支柱・ネット結束線	井18 被覆針金	50.0	m
支線	支線	補強糸(ステンレス入り) 長さ700m	266.4	m